

## 第四章 軍改革等

乾 一字

### 1. 制度・思想面での改革の流れ

軍改革等を検討するに際し、まずは、制度・思想面での流れを見てみたい。

#### (1) 制度面—安全保障政策決定機構

ロシアは、国の安全を確保するため最高の意志決定機関として安全保障会議を創設、基本方針を審議、決定、必要に応じ大統領令として公布するようにしている。

安全保障会議は下部機関として事務局機構、それに各種の省庁合同委員会および学術会議を有している。

このほか、安全保障関連機構として国防省をはじめとする武力省庁がある。

##### (a) ロシア安全保障会議

安全保障会議について触れた最初の法律は、ソ連時代の 1991 年 4 月 24 日付ロシア連邦共和国法「ロシア大統領について」であり、大統領が安全保障会議を主宰することを定めている。1 ヶ月後の 1991 年 5 月 24 日付ロシア連邦共和国法「憲法(基本法)の追補について」で、安全保障会議は憲法上の地位を獲得した。ただし、同時代のソ連法における記述はないことを念のため付記しておく。

実際のロシア安全保障会議の創設は、ソ連崩壊後の 1992 年 6 月 3 日付大統領令第 547 号による。

創設前の 1992 年 3 月 5 日制定の安全保障法第 13 条に「安全保障会議は、安全保障の分野において大統領の決定の準備を行う諮問機関である」とある。これを具体化した 6 月 3 日付大統領令第 547 号の付属文書「安全保障会議規定」では「安全保障会議は、国家、経済、社会、国防、情報、環境、その他の領域における安全保障の問題、国民の健康維持、非常事態の予測と防止、その被害の克服、および安定と法秩序の確保についての戦略的問題を検討する」とされ、非常に広範囲な分野を扱うことが定められている。

1993 年 12 月制定のロシア憲法には、「大統領は連邦法でその地位を定める安全保障会議を組織し、議長となる」(第 83 条)とあり、ソ連時代の 1991 年のロシア連邦共和国法の規定が引き継がれている。

安全保障会議規定は、その後 1996 年 7 月 10 日(大統領令第 1024 号)、次いで 1999 年 8

月 2 日(大統領令第 949 号)に改正されている。1999 年規定の安全保障会議が扱う内容は 1992 年規定に比し漠然とした表現になっている。だが、規定の「第二章 安全保障会議の主要課題」には同じような内容が網羅されており、広く内外政策の基本方向を審議、決定することには変わりはない。

1992 年規定ではメンバーが職務によって定められていたが、1996 年規定から安全保障会議書記の提案に従って大統領によって任命されることになった。つまり職務指定は消え、大統領の一存、あるいは恣意的指名も可能となる大きな任命権限を大統領に与えることになった。現実には、特定の職務へ就任したことにより任命される場合が多い。

上述の通り安全保障会議の議長は大統領で、会議を主宰する。その構成員には、決議権のある常任メンバーと審議権のみのメンバー(非常任メンバー)の二種類がある。安全保障会議書記は常任メンバーで、会議開催の準備を行い、議題を提出する。その他の常任メンバーとして現在は首相、国防相、外相、連邦保安局長官が名を連ねる。

プーチン政権になって最初の 2000 年 5~6 月任命の非常任メンバーは、大統領府長官、上下両院議長、内相、法相、検事総長、各連邦管区代表など 19 名であった<sup>(1)</sup>。2003 年 3 月 11 日付で、国境警備局長官、連邦政府通信・情報機関長官が解任(両機関は 2003 年 7 月 1 日付武力省庁の改編により廃止)され、現在の非常任メンバーは 17 名である。

新しい安全保障構想、軍事ドクトリン、対外政策の構想、情報安全保障ドクトリン、海洋戦略などが、プーチン政権下の安全保障会議で審議され、次々と大統領令として公布されている(詳細は後述)。

安全保障会議の広範な任務に応じ、関係省庁代表による各種の省庁合同委員会があり、議題に応じ討議、調整を行っている。すなわち、安全保障面における政策の主要方針に関する安全保障会議への提案および勧告を準備するとともに、会議で決定された事項の遂行に関し国家・地方行政機関との調整を行うこととなっており、プーチン政権当初、下記 12 の省庁合同委員会があった(2000 年 9 月 1 日付大統領令第 1603 号)。

- ① 軍事的安全保障省庁合同委員会(委員長:国防相)
- ② 社会安全、犯罪・汚職取締省庁合同委員会(委員長:連邦検事総長)
- ③ 防衛産業安全保障省庁合同委員会(委員長:産業・科学技術相:これのみ 2002 年 10 月 14 日付大統領令第 1153 号)
- ④ 経済領域安全保障省庁合同委員会(委員長:安全保障会議第 1 副書記)
- ⑤ 憲法安全保障省庁合同委員会(委員長:法相)
- ⑥ 独立国家共同体問題省庁合同委員会(委員長:外務第 1 次官)

- ⑦国境政策省庁合同委員会(委員長:国境警備局長官)(2003年5月28日付大統領令第581号で廃止)
- ⑧情報安全保障省庁合同委員会(委員長:第1副書記)
- ⑨国際安全保障省庁合同委員会(委員長:外相)
- ⑩環境保全省庁合同委員会(委員長:科学アカデミー副総裁)
- ⑪国民保健省庁合同委員会(委員長:保健相)
- ⑫動員準備・動員省庁合同委員会(委員長:大統領特別プログラム総局長)

安全保障会議の活動を学術的に保証するのは学術会議である。学術会議は安全保障会議で検討される安全保障関連学術研究の方向性に関し、その優先度を決定する。

#### (b) 国防省中央軍事会議

ソ連時代の国防省中央軍事会議を継承して、ロシア軍でも同会議が存在している(「国防省規定」1998年11月11日付大統領令第1357号)。同会議は、平時、国防省の運営に関わる最重要問題、すなわち戦略指針およびロシア軍の指導・監督に関する事項を審議する。建前は国防相の諮問的機関であるが、実質は集団指導機関である。戦時には最高軍事指揮機関として戦争指導に当たることとなっている。

議長は国防相で、メンバーは参謀総長などの第1国防次官、人事、装備担当などの次官および各軍種総司令官、並びにその他の然るべき者である(1998年11月11日付大統領令第1357号)。軍人が専有してきた国防次官に、エリツィン政権で1名、プーチン政権では複数の文官が就任しており、当然メンバーとなっている。このようにロシアになり文官の中央軍事会議入りが始まっている。なお、然るべき者とは国防相の推薦により大統領によって承認された人物である。

審議事項によって拡大中央軍事会議が開かれ、参加範囲が多くなる。たとえば、軍管区司令官、艦隊司令官などが参加している。さらに現行の軍事ドクトリン草案を審議したときは、軍人のほか安全保障会議事務局、政府機関、外務省、経済省、内務省、連邦保安局の各代表なども含めた拡大中央軍事会議が開催されている<sup>(2)</sup>。

ソ連時代末期から安全保障という国防よりも広い概念が導入され、国防省以外の関連省庁との協力・調整が必要とされるようになり、軍を代表して国防相が表に立って活動している。拡大中央軍事会議を通過した現行軍事ドクトリン草案は、国防相が長を務める、関連省庁大臣などの参加する編集委員会(redaktsionnaya komissiya)でまとめられ<sup>(3)</sup>、安全保障会議に提出されている。

これまで見てきたように、ロシアの安全保障政策決定機構の法制面は確立されている。また断

片的とはいえ安全保障会議の開催に関する内容の発表、一般紙の関連記事掲載、さらに安全保障会議ホームページの存在など、限定されてはいるが公開性も見られる。ロシアになって安全保障政策決定の仕組みや公表度は大きく変化している。

だが、官庁の縄張り意識には依然として根強いものがあり、上で見た国防省の例のように安全保障会議の機能の多くは所管官庁が主導性をもって行っている。つまり、安全保障会議は法律上の権限は大きい、形式的な合議機関、あるいは調整機関でしかない実情にあり、当分この傾向は続くものと思われる。

## (2) 思想面

プーチン政権になってから安全保障構想や軍事ドクトリン、対外政策構想などが改正、制定されたが、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件を契機に、プーチン大統領は米国との協調路線をより鮮明に打ち出した。その後2003年の米英軍によるイラク攻撃に際し批判的対応を行い協調路線が後退するかも思われたが、基本的に変わりはない。

2002年10月以降、現行の安全保障構想や軍事ドクトリンの状況の変化に応じた修正の必要性が具体的に言及されるようになった<sup>(4)</sup>。

そのような矢先、2003年10月2日、プーチン大統領も出席した軍指導者会議が国防省で開催された。その参加者の主体は軍高級幹部であるが、大統領のほか上・下両院議員、政府・武力省庁代表が参加した。

報道によれば、大統領の開会演説と閉会(総括)演説、国防相による報告「ロシア軍発展の緊急課題」が行われた<sup>(5)</sup>。

国防相は、これまでの軍改革の成果、現在の国際情勢、脅威認識を示し、どのような軍を保有すべきか、現代戦の様相、今後の軍改革の課題などを報告した。

新聞報道では新軍事ドクトリンが公表されたとし、先制攻撃、核使用容認が大きく取り上げられた<sup>(6)</sup>。他方、12月の国家院(下院)選挙向けの宣伝ドクトリンとの批判的報道もあった<sup>(7)</sup>。

参謀本部第1次長は「正式の軍事ドクトリンではない」と述べている<sup>(8)</sup>。しかし、大統領が総括演説で国防相報告の判断や提案に同意していること、内容の多くは唐突に出てきたものではなくこれまで言及されていたことなどから、新ドクトリンは正式に決まっていないが、重要な報告文書であったことには間違いなく、今後の基本路線を示していると考えられる<sup>(9)</sup>。

この国防相報告をすべて受け入れるわけではないが、現安全保障構想、軍事ドクトリンと比べながら、最近出てきている安全保障構想、軍事ドクトリンの改正内容を踏まえ、国防相報告を中心に今後可能性が高くなるとされることを記述する(「新」としたものは現行の安全保障構想・軍事

ドクトリンにないもの)。

#### (a) 情勢認識

現安全保障構想では、「世界情勢は多極的世界の形成と一極支配確立の二つの流れがある。…後者は米国をリーダーとする西側先進諸国がとるもので、世界政治の緊要な問題を国際法上の原則規範に従わず一方的な形で、しかも軍事・暴力的手段で解決することを企図している」とある。

今回の国防相報告には次のようにある。

各国との協力関係の発展等国際情勢は肯定的な変化を遂げ、ロシアの安全に対する直接的な軍事的危険性は全体として低い。公正で民主的な国際システムの構築と国連の枠外での軍事力使用の二つの流れがある(一極化、多極化の考えは継続しているが、淡々と表現)。新しい挑戦として大量破壊兵器の拡散、国際テロ、民族紛争、過激宗教団体・集団の活動、麻薬密輸、組織犯罪があり、国際協力が重要である。

今日の軍事力行使はしばしば経済的利益確保のため行われる(新)。

現在採っている攻撃的軍事ドクトリンの性格を NATO が維持するならば、ロシアは核戦略の変更を含む軍事計画や軍建設の原則の抜本的な見直しが必要となる(新)。一方、ロシアと同盟国およびパートナー諸国との新たな関係のシステムが創設されてもいる。

#### (b) 脅威認識

現軍事ドクトリンでは「ロシアと同盟国に対する伝統的な形態での直接的な軍事侵略の脅威は低下している。…一方、潜在的な外的、内的脅威は残存しており、特定の分野では増大している」とある。

国防相報告には次のようにある。

ロシアの安全保障上の脅威には「外的脅威」「内的脅威」「国境にまたがる脅威」の3つがある(国境にまたがる脅威はこれまでにない新概念)。

軍は外的脅威のみに対応するのではなく、特定の条件下では内的脅威および国境にまたがる脅威にも対応しなければならない。

##### (ア) 外的脅威

- ① 軍事攻撃の目的を持った部隊の展開
- ② 領土要求および領土の政治的・武力的奪取の脅威
- ③ 大量破壊兵器製造計画の遂行(新)

- ④内政干渉
- ⑤国境付近での軍事力の示威および挑発的演習の実施(新)
- ⑥国境付近での武力紛争の火種の存在
- ⑦近隣諸国の国家機構の不安定化および弱体化(新)
- ⑧ロシア周辺の軍事力の均衡を破壊する部隊の増強
- ⑨軍事ブロック・同盟の拡大
- ⑩国際過激集団およびイスラム過激集団の活動(新)
- ⑪周辺国への外国軍隊の進駐
- ⑫海外配置軍事施設およびロシア・同盟国の施設・建造物に対する攻撃(武力挑発)
- ⑬ミサイル等の機能を破壊する行動
- ⑭戦略的運輸・通信への妨害(新)
- ⑮外国居住ロシア人の権利、自由などにおける差別・抑圧
- ⑯大量破壊兵器生産に使われる軍民両用技術の拡散(新)

外的脅威として、現存の武力を背景とする紛争のどれ一つをとっても、ロシアに対する直接的な軍事的脅威を形成するものはない。

核兵器を比較的「きれいな」ものにする科学・技術的な「革新」の実現により核兵器を許容可能な手段に変えようとする試みが存在する(新)。

#### (イ) 内的脅威

- ①憲法体制の転覆および領土保全の破壊
- ②国家権力機関の破壊、インフラへの攻撃
- ③非合法軍事組織の形成、支援
- ④武器等の違法拡散
- ⑤組織犯罪
- ⑥分離主義、過激な宗教・民族主義団体の行動  
(現軍事ドクトリンと同じ内容、ただし順序は異なる)

#### (ウ) 国境にまたがる脅威 (新)

定義：現象形態からは内的脅威で出現するが、その本質(発生源や参加者に対する働きかけ[触発、刺激]等)からすると外的脅威

- ①外国を拠点とする、外国における武装組織・集団の創設、装備化、訓練
- ②外国が直接・間接に支援する破壊的な分離主義、民族主義、宗教過激派集団の活動(新)
- ③密輸、その他の非合法活動を含む国境にまたがる犯罪(新)

- ④敵対的な情報活動
- ⑤国際テロリストの活動
- ⑥麻薬ビジネスの活動(新)

チェチェン戦争は国内的な反乱の形態をとりつつ、国際テロリズムによる外からの侵略である。

最大の問題はアフガニスタンおよびその近接地域の中央アジア情勢である。直接的な軍事脅威が存在しないにもかかわらず、ロシアは依然として同方面を潜在的に危険なものを見なしている。

### (c) 現代戦争と武力紛争の性格

(従来 of の考えと基本的に変わらないが、主として湾岸戦争、イラク戦争の様相を見て、内容が次のように具体的になっている。)

- (ア) 武力紛争の普遍的な型はない。戦闘行動の形態、原理は多様性に富んでいる。紛争の大部分は非対称的な性格を持っている。
- (イ) 現代戦争では航空・防空作戦、通信・情報、火器の射程の増大への対応が重視される。
- (ウ) 先進諸国のドクトリンは武力紛争、戦争における主要4段階を次のように規定している。

第1段階 情報分野における主導権や優越の獲得

第2段階 空中・宇宙領域における支配権(優越)の獲得

第3段階 敵の軍集団の撃滅、または弱体化による海、陸の支配権獲得

第4段階 政治・外交手段による目的達成の最終段階

(リアルタイムの情報確保、空中・宇宙領域の支配権の獲得、遠距離高精密兵器の絶大な威力、火力攻撃と電子攻撃の結合を重視している。)

#### (エ) 核兵器(新)

核兵器を、画期的な技術的成果(きれいな核、小型化の意)により抑止の手段から戦場で使用する手段に変えようとする試みがある。

(現ドクトリンは「危機的状況において核兵器を使用する権利を留保する」のみで、核兵器使用の閾の低下が顕著である。)

#### (オ) 予防的な武力行使(新)

国益、または同盟上の義務が要求される場合、ロシアは予防的な軍事力の行使を完全に排除することは出来ない(米国の戦略と同じ考えを導入)。

ここでの主要点をまとめると、9.11 事件以降、ロシアは国際テロリズムを大きな脅威と認識、その対処を重要視している。一方、NATO を主とする潜在的脅威は残っているとの立場は崩していない。すなわち、対国際テロリズムは当面の重要事項であるが、軍改革の主眼はあくまでも先進国を対象とする近代軍の整備である。

## 2. 安全保障関係の法整備と政軍関係

次に法整備等について見てみたい。

### (1) 法整備

エリツイン時代に制定された法令は 1993 年の旧軍事ドクトリン(基本規定)と国境法、1996 年の国防法、1997 年の動員準備・動員法、旧安全保障構想、1998 年の兵役義務・軍勤務法、国防省および参謀本部規定と比較的少ない。

プーチン大統領は「法に基づく支配」を掲げて登場、これを実現するかのように大統領正式就任(2000 年 5 月)前から安全保障関係面では次のように法令整備を積極的に始めた。

法令整備の状況は次の通りである。

- ①安全保障構想 2000 年 1 月 10 日改正
- ②軍事ドクトリン 2000 年 4 月 21 日制定
- ③対外政策構想 2000 年 6 月 30 日改正
- ④情報安全保障ドクトリン 2000 年 9 月 12 日制定
- ⑤緊急事態法(連邦憲法的法律)2001 年 5 月 30 日制定
- ⑥海洋戦略(2010 年までの海軍活動分野におけるロシアの政策原則)2001 年 7 月 27 日制定
- ⑦テロ行為阻止令 2002 年 1 月 10 日制定
- ⑧戒厳事態法(連邦憲法的法律)2002 年 2 月 1 日制定
- ⑨兵役代替法(連邦法)2002 年 7 月 25 日制定
- ⑩過激主義的行為への対策連邦法 2002 年 7 月 25 日制定
- ⑪国籍法(連邦法)2003 年 11 月 11 日改正

### (2) 文民国防相の実現

ソ連時代を含めロシアでは多くの場合国防相に、現役軍人、それも地上軍将官が就任してきた。ソ連時代末期から地上軍将官の原則は崩れたが、軍人国防相は堅持されてきた。

ところが、プーチン大統領は 2001 年 3 月 28 日、片腕とも言われる安全保障会議書記 S.イワノフを国防相に起用し(KGB 中將であったが、就任の少し前にシビリアンになっている)、軍改革に対する並々ならぬ決意を示している。

### (3) 国防次官への文民の登用

前述したところだが国防次官も軍人の占有職であり、エリツィン時代の一時期、文民 1 名が次官に就任したことがあった。ところがプーチン政権になって文民の軍事技術協力担当次官 M.ドミトリエフ(工業・科学技術省次官から 2000 年 11 月)、財務担当次官 L.クデリナ女史(大蔵省次官から 2001 年 3 月)を登用し、それぞれの専門分野で腕を振るわせている。

## 3. 軍改革の現状と展望

1970 年代後半、戦略核兵器において米国とパリティに達したソ連は、核脅威下の通常戦戦略を追求した。当時、ソ連は欧州戦場において圧倒的な量の、機械化された通常戦力を擁し、奇襲による攻勢作戦(縦深打撃戦略)により NATO 軍が戦術核兵器を使用する前に、短時間で圧倒殲滅する構想を抱いていた(西側ではこれを作戦機動グループ:OMG 構想と称した)。

このソ連の縦深突進攻撃に対応するため、米国は核兵器に依存しない防衛構想(非核防衛構想:Convventional Defense Initiative)を採択する。その核心は近い将来現れる技術(近未来技術:Emerging Technology、たとえば無人偵察・攻撃システム、遠距離高精度誘導兵器、無人飛行体、指揮・統制自動化システム)を利用する縦深打撃戦略である。第一線で防御戦闘を行っている間に後方のソ連軍突進部隊を同時に打撃する構想である。これを具体化したものが 1982 年米国で開発されたハイテク技術を駆使する空地戦(Air Land Battle)構想であり、1984 年 NATO で採用された敵後続部隊打撃(Follow-on Forces Attack)構想である。

この西側のハイテク兵器を取り入れた戦法に直面し、ソ連軍は量の軍隊から質の軍隊に根本的に変容せざるを得ないことになった。1988 年、党大会に代わる全国党協議会で軍の質重視転換の基本方針を正式に採択した。これが軍事技術上軍改革に踏み切る発端となったものである。1990 年初め、2000 年までに兵力を 3 割削減しつつ、精密誘導兵器を含む近代兵器を装備する軍に脱皮する計画をたてた。しかし、ソ連崩壊、引き続くロシア経済の停滞と社会不安により質重視の本格的な軍改革を進めることは出来なかった。

ソ連軍を継承したロシア軍は、東欧諸国から撤退しつつ、2000 年(後に 2005 年に変更)を目標に軍再建に乗り出した。ソ連以来の近代軍への軍改革は、エリツィン時代には財源不足から兵力削減のみが進み、兵器・装備の更新はおろか、訓練も満足に行える状況ではなかった。

## (1) プーチン政権下の軍改革の基本方針、諸計画の策定

これまで述べてきたように、軍改革の主たる目標は西欧の近代軍同様のハイテク装備のロシア軍を作ることである。

エリツィン時代末期、軍改革関連基本文書として「2005年までの軍建設に関する国家政策の基礎(構想)」(1998年7月30日承認)および「2005年までの軍建設の基本方針」(1998年8月1日承認)が作られていた。

これを基盤にプーチン政権は2000年8月から11月にかけて、集中的に安全保障会議を開催、新たな方針・施策を決定し、次のような基本文書を策定した。

### ①「2010年までの行動綱領」(2000年11月9日)

国家全体の軍改革の方針を規定する文書(従来の2005年から2010年に延長)

### ②「2001年から2010年までの兵器・装備および支援装備国家綱領」(2001年1月)

兵器・装備の開発方針を規定する文書

### ③「2001年から2005年までの軍の建設計画」(2001年1月)

36.5万名の兵員定数および文官10万人以上を削減する。5軍種から陸海空軍の3軍種化を前提に2001年に戦略ロケット軍から宇宙軍およびミサイル・宇宙防衛部隊を分離し、参謀本部の直接指揮下におく。2002年には、戦略ロケット軍を軍種から兵科に降格する改編を行い、2006年にはこれを空軍に編入する。

### ④「2005年までの軍後方建設整備計画」(2001年2月)

軍後方(兵站、補給、支援などの部隊・機関とシステム)の整備方針を定める文書

### ⑤「ロシア軍の建設整備および軍の構成の改善に関する大統領令」(2001年3月)

- 1) 2001年6月1日までに戦略ロケット軍を軍種から独立兵科に降格する。
- 2) 2001年9月1日までに沿ボルガ軍管区とウラル軍管区を統合し、沿ボルガ・ウラル軍管区に改編する。
- 3) 2001年12月1日をもって、地上軍総局を基盤に地上軍総司令部を復活する。
- 4) 2006年1月1日をもって、ロシア軍の定員数を100万とする。

### ⑥「2010年までの国家兵器・装備計画」(2002年1月)

### ⑦「2010年までの軍教育制度改革計画」(2002年5月27日)

### ⑧「2010年までの軍建設国家基本政策」(2002年8月)

2010年までに兵力を85~100万人とする(これまでの軍改革計画を再度修正したもの)。

### ⑨「2006年~2015年国家兵器・装備計画」(2003年7月計画名初出)<sup>(10)</sup>

(財源不足から⑥が5年延長されたことを意味する。)

この他に、前述した国防相報告「ロシア軍発展の緊急課題」(2003年10月2日)がある。

## (2) 国防費

国防費は、エリツイン政権時代、その財政状態を反映して厳しい額であった。それでも1997年末までは国内総生産(GDP)3.5%以上を保っていた。ただ国防省にとって必要とする額にはほど遠く、装備更新はほとんど行われず、研究開発は低調であった。訓練費も少なく、実動部隊の訓練において1997年頃までは連隊規模以上の演習が行われたという報道は皆無であった。

このような実情にもかかわらず、エリツイン大統領(当時)は、1997年5月、国防費を国内総生産(GDP)の3~3.5%以下に削減すると表明し<sup>(11)</sup>、国防費は1998年以降GDPの3%以下で推移している。ロシア資料による国防費の変化は次の通りである。

国防費の変化

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
国内総生産比率%	5.60	3.76	3.59	3.82	2.97	2.34	2.63	2.66	2.60	2.65
連邦予算比率%	20.89	20.85	18.92	19.76	17.32	16.29	16.45	17.29	14.60	14.74

出典: *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.1, January 17/23, 2003, p.4.

原油価格の上昇からロシア経済が上向きに転じ、2003年度国防費(国家防衛費および軍改革費の合計)は、2002年より19.8%増であった。2004年も増額される予定である。

制度的には、国防費の内訳がこれまで大雑把にしか公表されてこなかったところ、2003年度から128項目にわたり明らかにされ、公開される方向にある<sup>(12)</sup>。また別資料では国防予算額の65%が秘密扱いを解除される予定という<sup>(13)</sup>。この章の末尾に、連邦予算歳出のうちの武力省庁関係予算を添付しておくが、公表された項目を見ても、国防費の実態を明らかにできる内容ではない。公表項目の内容(詳細)を明らかにしない限り、国会議員も予算を真に審議することができない。文民の財務担当国防次官も国防費の透明性については官僚の域を出ないのかもしれない。

## (3) 軍事力と配備

### (a) 総兵力

プーチン大統領が「1993年から軍は1/2以下に削減された。これは実に困難な、痛みを伴うも

のだった。しかし今日、兵力削減は全体として完了した」(2003年10月2日の軍指導者会議開  
会演説)と述べているように、エリツィン大統領時代からの軍改革において画期的成果といえるも  
のは兵員の約6割に及ぶ削減である。10年間においてこのような削減は例を探すのが難しいほ  
どの大幅な削減である。ロシア資料にみる兵力の推移は次の通りである<sup>(14)</sup>。

1993年	ロシア軍総兵力 275万人
2002年1月1日	総兵力 127万4,000人
2003年1月1日	総兵力 116.2万人
2003年8月1日	総兵力 116万人
2004年1月1日	予定総兵力 113万2,000人

2003年10月の軍指導者会議での国防相報告では最終的に2005年初めまでに100万人に  
縮小する計画である。この100万人が当面のロシア軍の保有する兵力と見てよい。

英国戦略研究所『ミタリーバランス2003-2004』によれば、ロシア軍の兵力は2003年10月現  
在96万600人としている(1992年当時は272万人)。ロシア側数値より約2割少ない。これは  
実数と見られ、ロシア側の数値は定数かもしれないが、その場合後に述べる徴兵者数から判断す  
るとこの両者の中間くらいが実数と見るのが妥当なところであろう。

『ミタリー・バランス』が、ロシアになってからの兵力をどうとらえているかを見たのが「表1 ミタ  
リー・バランスに見るロシアの軍事力比較」(P.63に掲載)である。削減が大幅に実施されているの  
は、ロシア側発表と同じであり、半数以上の削減は実際に行われたと見てよい。

ここで、100万人態勢のロシア軍の軍種構成(1996年のロシア資料)を見ると次の通りである。

軍 種	兵 力	
戦略ロケット軍	10万	10%
地上軍	50万	50%
空軍・防空軍	20万	20%
海軍	20万	20%

『ミタリーバランス』にある中央機関要員20万人相当数は、この構成では各軍種に含まれてい  
る。とくにこの表で地上軍が多いのは、大陸国家の特性と中央機関(後方を含む)への差し出し要  
員が多いことからと見られる。

### (b) 3軍構成

ソ連軍を継承したロシア軍は引き続き列国にない 5 軍種制をとり、筆頭軍種を戦略ロケット軍とし、地上軍、防空軍、空軍、海軍を公式順序とし、それに空挺部隊を独立兵科と位置づけていた。

それが、効率化の観点から防空軍が空軍に 1998 年統合され、2001 年には米ロの核対決の可能性の低下から戦略ロケット軍が兵科に格下げされた。現在は 3 軍種、3 兵科制、つまり軍種として地上軍、空軍、海軍、独立兵科として戦略ロケット部隊、宇宙部隊、空挺部隊となっている。

宇宙部隊は、核ミサイル攻撃の警告任務の遂行、通信の確保および宇宙空間衛星システムの管制を行う。このためには CIS 諸国の地域が必要であり、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、タジキスタンおよびウクライナを利用している。

空挺部隊は戦略予備の地位にあり、戦闘即応態勢の高いエリート部隊として地域紛争に重用されてきた。ところがこれまで担ってきた国外における PKO 任務は地上軍に移管されることになった。これは次に述べる地上軍総司令部の任務拡大に沿っての措置である。

### (c) 地上軍

地上軍は大陸国家ロシアにとって嫡流軍種として地位付けられ、軍に君臨してきた。軍、すなわち地上軍と言っても過言ではない。地上軍が他軍種よりも抜きん出ているため、国防省、参謀本部の要職は地上軍将官が占めてきた。この中央機関が地上軍により固められていることを背景に、人員削減、機構改革が叫ばれると、地上軍総司令部が廃止されることがあった。ロシアになつての改革でも、1997 年に、地上軍総司令部を廃止し、代わりに地上軍総局を設置して改革の目玉にしようとした節がある。

#### (ア) 地上軍総司令部の復活

軍改革の方針、諸計画の作成・修正、実施の監督など国防省、参謀本部は大きな課題を抱えている。一方、チェチェン紛争対処に代表されるように、武力紛争は現実に生起、あるいはその恐れが大であり、地上軍総司令部の復活が廃止当初より根強く望まれていた。9.11 事件を契機とするが如く、2001 年 12 月 1 日、地上軍総司令部が復活した。

地上軍総司令官は戦闘訓練担当の国防次官も兼任することになり、他軍種も含め訓練を総轄する。これ以上に重要なことは地上軍の作戦指揮を直接実施し(旧地上軍総司令部は教育・訓練など限られた機能のみで、作戦指揮は参謀本部が握っていた)、戦時において軍管区部隊(方面軍を形成)の運用など地上軍全般の作戦指導を行うことになった。このほか軍事理論の開発と実践、教令・教範を作成、訓練を監督する。

#### (イ) 配備と軍管区

ロシアは全土を脅威の観点から区分し、平時、軍事行政にあたる軍管区制を帝政ロシア時代の1862年からとっている。そして、軍管区は戦時になると戦況の度合いに応じ逐次方面軍となり、作戦行動をとる。

ロシアになってもソ連時代と同じままの8個軍管区制を踏襲した。

1998年初め、8個軍管区態勢において作戦行動の必要度に応じ作戦・戦略コマンドと作戦・地域コマンドの二つに分けた。すなわち、戦時、第一線で戦略正面(戦域)を担う作戦・戦略コマンドの地位を持つ5個軍管区(モスクワ、レニングラード、北カフカス、ザバイカル、極東軍管区)、後方で戦略基盤の造成を担う作戦・地域コマンドの地位を持つ3個軍管区(沿ボルガ、ウラル、シベリア軍管区)に区分した。

1998年7月27日、「ロシア軍軍管区規定」を制定(大統領令第901号)、すべての軍管区に作戦・戦略コマンドの地位を付与し、当該地域の防衛責任を明示した。これは第一線軍管区、後方の軍管区の別を廃し、すべての軍管区が何らかの作戦行動を直接担うことを意図するものであり、次に述べる軍管区の統合を織り込んでいた。

1998年11月1日、ザバイカル、シベリア軍管区が統合され新シベリア軍管区に、2001年9月1日には沿ボルガ軍管区とウラル軍管区が統合され沿ボルガ・ウラル軍管区となった。前者は軍事的に対中意識が後退した反映であり、後者は中央アジア正面の地域紛争対処を沿ボルガ・ウラル軍管区に担わせるものである。

新しい6個軍管区の態勢は「図ロシアの新しい軍管区」(P.67に掲載)の通りである。

軍管区と各戦略正面の関係は次の通りである。

レニングラード軍管区	北西戦略正面
モスクワ軍管区	西部戦略正面
北カフカス軍管区	南西戦略正面
沿ボルガ・ウラル軍管区	中央アジア戦略正面
シベリア軍管区	シベリア戦略正面
極東軍管区	極東戦略正面

なお、大統領全権代表の管轄する連邦管区とは一致しない部分もあり、行政と軍の関係が別個のものであることが分かる。

#### (ウ) 常時即応部隊

地上軍は人員、装備の充足状況に応じ三つに分けられる。第一は常時即応部隊、第二は縮小編成部隊、第三は基幹要員部隊である。

常時即応部隊は軍全部で 408 個連隊級部隊があり、内訳は 10 個師団、7 個旅団、13 個連隊で、総員 16.6 万人(内 12.7 万人の下士官・兵を含む)である。常時即応部隊は機動的に運用され、新正面に展開するには 10～15 日を要する<sup>(15)</sup>。

従来、同時に 2 個正面で局地戦争を戦える常時即応部隊の保有を目標としていたが、2003 年 10 月 2 日の国防相報告では 2 個武力紛争に同時対処と後退している。

#### (エ) 前線航空部隊の空軍への移管

地上軍(運用上軍管区)隷属であった前線航空部隊が、2003 年 1 月 1 日、空軍の管轄下に移管された。なお、戦闘行動遂行上必要な場合、これまで通り地上軍の指揮下に入る。3 軍種制に伴う、空域という建前を重視した空軍への移管措置である。

しかし、地域紛争対処を重視するなら地上軍にとって対地攻撃は最も重要な行動の一つであり、移管措置を疑問視する向きもある。

#### (d) 空軍

空軍は遠距離航空部隊、前線航空部隊、輸送航空部隊、それに防空部隊から成っている。

防空軍当時からモスクワ防空管区が存在していたが、2002 年 9 月、空軍はモスクワ航空・防空管区を基盤として中央工業地帯の空中・宇宙防衛任務を遂行する特別任務コマンドを創設した。本格的な活動開始は 2010～15 年になるだろう<sup>(16)</sup>。

#### (e) 海軍

ソ連以来の 4 個艦隊、1 個小艦隊制をとっており、今後も継続するだろう。北方艦隊と太平洋艦隊は外洋海軍として維持したい意向であるが、海軍予算の規模如何であるところ、海軍の財政上の優先順位はあまり高くない。また、黒海艦隊の維持はウクライナとの外交関係に左右され、微妙な立場にある。一方、原油資源の開発に伴い、ソ連時代に比ベカスピ小艦隊の重要性が増すであろう。

2003 年に太平洋および黒海艦隊からインド洋に一時的に艦艇を派遣したが、ソ連海軍のような常駐は将来の問題である。

#### (4) 志願兵制(契約勤務制)への移行

ソ連軍同様、ロシア軍は兵員補充において徴兵制(原則 2 年)をとっている。一部志願兵(契約勤務)制も導入しているが、多くは徴募により兵・下士官を補充している。

公表された徴兵数を丹念に拾ってまとめた数字は次の通りである。

年 \ 期	春期徴兵	秋期徴兵	合計
1996 年	未公表	215,000 人	
1997 年	214,160 人	188,402	402,562 人
1998 年	189,790	158,512	348,302
1999 年	168,776	204,914	373,690
2000 年	191,612	191,651	383,263
2001 年	187,995	194,824	382,819
2002 年	161,732	174,215	335,947
2003 年	175,050	175,806	350,856

兵員削減を反映した徴兵者の減少は顕著に見られない。これは慢性的な徴兵者不足を意味している。2003 年では徴兵適齢者の 10.3%のみが兵役に従事する状況で(大学生など法的に徴兵猶予になっている者のほか、健康診断書偽造などで徴兵逃れをしている者も存在する)、不公平感が充満している<sup>(17)</sup>。兵役は国民の本分かつ義務であるとの憲法の規定もないがしるにされ、風潮として拝金思想が充満しており、軍勤務は魅力がないのが実情である。

ロシアの人口は減少傾向にあり、兵員不足は今後も慢性化するだろう。

エリツィン大統領(当時)は、1996 年の大統領選挙で 2000 年までに志願兵制(契約勤務制)にするとの選挙公約を打ち出した(1996 年 5 月 16 日付大統領令第 722 号)。これは全く裏付けのない絵に描いた餅であった。

ところが、2004 年から 2010 年にかけて志願兵制に完全に移行することをカシヤノフ首相(当時)がプーチン大統領に提案し、大統領はこれを 2001 年 11 月に承認した。

これを受け、2002 年 9 月 1 日から第 76 空挺師団(レニングラード軍管区所在)で志願兵制への試行作業を開始、2003 年中頃に試行結果を得て、部隊へ順次導入の計画で進み始めた。

2002 年 11 月 21 日、国防相は記者会見で志願兵制移行の 3 段階を公表している<sup>(18)</sup>。

#### 第 1 段階(2002 年 9 月 1 日～2003 年): 試行・実験段階

志願兵制への移行のための試行・実験を実施(76 空挺師団)、所要の資料を蓄積

#### 第 2 段階(2004 年～2007 年): 常時即応部隊を志願兵で充足

志願兵の各年毎の拡充予定と費用

2004 年            15,700 人            97 億 R

05年	54,500人	209億R
06年	26,800人	217億R
07年	50,600人	268億R
累計	147,600人	791億R

この拡充により2008年までに志願兵は合計で24万4,000人になる予定である。

常時即応部隊(地上軍常時即応部隊、空挺部隊、海軍歩兵)に重点配置する。

状況により徴兵者の兵役期間が1年6カ月～1年に短縮されるかもしれない。

### 第3段階(2008年～):志願兵制へ

軍全体が志願兵制へ移行(完了時期は第2段階の結果により決定)する。

この段階での兵役期間は6カ月になる可能性もある。

現実には、「表2 徴兵制と志願兵制における人件費」(P.64に掲載)に見るように多大の人件費(2.6倍)を要し、資金不足から当分徴兵制(兵役期間の短縮を検討)との混合を継続すると思われる。

兵員不足を少しでも補うよう、CIS諸国の若者がロシア軍に勤務できる規定に国籍法を改正した(2003年11月11日付連邦法第151-F3号)。すなわち改正により、ロシア軍、その他の部隊・機関に3年以上勤務した契約兵(志願兵)はロシア国籍の取得が容易(可能)になる。但し、これに対してはCIS諸国政府の反発が必至であり、今後の各国の対応が注目される。

### (5)兵器・装備の更新

ハイテク装備のコンパクトな近代軍にロシア軍を転換させることが軍改革の最大の目標である。しかし、現実のロシア軍は「表3 米国・イラク・ロシアの現有兵器の優劣比較」(P.65に掲載)に見るように、通常兵器において米国と著しい技術格差がある(ちなみにこの表を掲載した論文名は「もし明日戦争ならば、ロシア軍の通常兵器による侵略撃退能力はイラク軍より少しましなだけ」である)。

しかも、財政難から研究・開発が停滞し、ほそぼそとした兵器調達しかできていない。例えば、世界の軍隊では近代兵器を70%保有しているが、ロシア軍は30%の保有率でしかない<sup>(19)</sup>。

2000年の国防費の使途の割合は28%が軍発展(研究)費用、72%が金銭給与と軍維持費であり、これを将来5:5にして、装備の充実を図ろうとしているが、軍首脳の間では陸海軍を完全に近代化できる時期は2020～25年と遠い将来である<sup>(20)</sup>。

取り敢えず一つの対策として、2003年3月11日付大統領令第311号で国防省付属「防衛発

注国家委員会」(委員長:国防第1次官)を創設し、発注の統一・効率化を目指そうとしている。

このようなことから、軍は保有装備の「近代化改修」(現有装備の改良・改善によるレベルアップを図る措置)で当面をしのいでいる。

例えば、近代化改修を2～3回行くと戦闘機および戦闘爆撃機は20年延命できる、あるいはタイフーン級、デルタIV級潜水艦の修理・近代化改修作業で10年延命の可能性がある。

また、ICBM・SS-18を2016年まで耐用年数を延長するとか、まだ実戦配備されていない重ICBM・UR-100NU(数10基、弾頭数100)を実戦化する措置をとろうとしている。

ほそぼそとしたものだが、新しい兵器の開発・生産例を挙げると、第5世代戦闘機スホイ、Yak-130、地対空ミサイル「トリウフ」(S-400)、地対空ミサイル「ファヴォリト」(S-300PMU1)、ミサイル搭載・上陸用ホバークラフトの開発と一部の生産、SSBN ボレイ級の建造継続を表明している。

政府と企業が国際競争力のある企業を目指し、国防産業の統合に一丸となって取り組んでいる。兵器産業は軍による発注が少ないため、その活路を輸出に求める状況にある。将来の防衛産業の行く末は国内受注と輸出如何による。

#### (6) 近代的な後方支援態勢の確立

これまでの後方(兵站)支援は、軍種、兵科毎、垂直系統で実施されていた。科学技術の発達にはコンピューターに代表される高速処理のシステム化を可能にし、軍種、兵科にまたがる後方支援が可能となった。これに加え効率化による経費削減を求め、武力省庁(準軍隊)をも含む統一後方支援を目指している。最近の動きを見ると、2000年11月、軍および武力省庁統一後方支援システムの創設計画の作成を決定、2001年3月、武力省庁統一後方支援システムがロシア軍の統一管理の下、所属省庁の如何に関わらずすべての部隊(軍・準軍隊全部隊)に対して支援する大原則を打ち立てた。

この一環として地域的統一補給の原則を導入した。例えば、カムチャッカ州では、ロシア軍北東統合部隊(陸・海・空軍の統合部隊:太平洋艦隊所属提督が司令官)が主体となって統一後方支援システムを創設してこれら軍部隊のみならず、国境警備部隊、国内保安軍部隊など所在の武力省庁部隊すべてを支援するようになった。

兵員削減に伴い基幹要員主体の即応性の低い部隊に「倉庫」という概念を導入している。

「倉庫」は装備・機材を保管・管理する機関(部隊)である。これは動員展開の基盤となるもので、倉庫からの戦力化に必要な期間として1ヶ月以内を要求している。シベリア、極東両軍管区は合同後方支援演習で、師団統一倉庫について機能の検証を行っている。

軍および武力省庁統一後方支援システム、地域的統一補給システム、師団統一倉庫、どれをとっても大規模戦争を第一に考える後方支援体制である。

#### (7) 軍人・退職者の社会的擁護の確立

エリツイン時代に常態化していた軍人給与の遅配は解決されたが、軍勤務の威信向上のため、軍人の地位にふさわしい給与の支給問題がある。

軍人給与は2002年1月から勤務に応ずる月額割増金が軍務基本給の50～70%増額された。同年7月からは軍人給与は同じカテゴリーの国家公務員の給与と同額に、2003年1月からは軍階級別給与は同じカテゴリーの国家公務員の階級給与と同額、と規定された。だが、諸特典が廃止され、実質的にはほとんど増額になっていない。

さらに深刻なのは軍発足以来継続している住宅不足の問題である。東欧諸国に駐留していた部隊がロシアに撤退してきたとき、将校・下士官の住宅が十分でなく、テント暮らしの軍人家族が数多く存在した。兵力を6割も削減したが、退職者に十分な住宅を与えられず、現役軍人の住宅も慢性的に不足している。2003年初頭、将校5人に1人が独立家屋をもっていない。100万人以上の家族が住宅難であるという。住宅の確保状況は、現在9万8000戸であり、45万戸が不足している。これの全面的解決には順調にいても2012～2015年までかかる。

軍人・退職者の社会的擁護の問題は、兵器・装備の開発・導入とともに財源にからむものであり、2015年という目標が掲げられていても、その達成は非常に困難を伴うものである。

#### — 注 —

<sup>1</sup> 2000年5月時点での非常任メンバーは7名の連邦管区大統領全権代表、内相、国境警備局長官、連邦対外情報局長、法相、大統領府長官、科学アカデミー総裁、非常事態相、連邦政府通信・情報機関長官、検事総長、連邦院(上院)議長および国家院(下院)議長の18名であった(*Rossiyskaya gazeta*, May 30, 2000, p.3.)。6月に参謀総長が任命され、非常任メンバーは19名となった(*Krasnaya zvezda*, June 14, 2000, p.1.)。

<sup>2</sup> *Krasnaya zvezda*, September 30, 1999, p.1.

<sup>3</sup> *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.42, October 29 / November 4, 1999, pp.1, 4. 編集委員会の構成の細部は、議長国防相のほか、外相、経済相、内相、国境警備局長官

およびその他の指導者、並びに安全保障会議、大統領府および政府機関の代表者である。  
また、関連省庁にまたがるものとして *Krasnaya zvezda*, October 8, 1999, p.1.には、参謀本部の下に省庁合同(軍事ドクトリン)起草委員会が設置されたとある。

- 4 *Krasnaya zvezda*, October 30, 2002, p.1.; *Nezavisimaya gazeta*, December 4, 2002, p.2. ; *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.3, January 31/February 6, 2003, pp.4-5.
- 5 *Krasnaya zvezda*, October 4, 2003, pp.1,3.; *Krasnaya zvezda*, October 11, 2003, pp.3-7.
- 6 *Nezavisimaya gazeta*, October 3, 2003, pp.1-2. ; *Rossiyskaya gazeta*, October 4, 2003, pp.8-9.
- 7 *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.36, October 10/16, 2003, p.2.
- 8 *Rossiyskaya gazeta*, October 28, 2003, p.7.
- 9 *Krasnaya zvezda*, October 16, 2003, p.1.
- 10 *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.22, July 4/10, 2003, p.1.「参謀本部は『2006年～2015年国家兵器・装備計画』の修正を開始した」とある。
- 11 *Nezavisimaya gazeta*, May 23, 1997, p.1.
- 12 *Rossiyskaya gazeta*, December 28, 2002, pp.13, 20.
- 13 *Nezavisimaya gazeta*, October 2, 2002, pp.1-2.
- 14 *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.1, January 17/23, 2003, p.3.; *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.36, October 10/16, 2003, p.1.
- 15 *Krasnaya zvezda*, November 27, 2002, p.1. 『ラジオ・ロシア』、2002年2月26日。
- 16 *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.28, August 16/22, 2002, p.1.
- 17 94年の徴兵率は27%、02年は11.2%であった。 *Izvestiya*, October 2, 2003, p.3.
- 18 *Krasnaya zvezda*, November 22, 2002, pp.1, 3. ; *Krasnaya zvezda*, October 11, 2003, pp.3-7.
- 19 *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.36, October 10/16, 2003, p.1.
- 20 Ibid.

表1 ミリタリー・バランスにみるロシアの軍事力比較

項目 \ 年	1992年	1999年	2001年	2002年	2003年
総兵力	272万人	100万4,100人	97万7,100人	98万8,100人*	96万600人
中央機関	20万人	20万人	20万人	20万人	20万人
戦略ロケット軍	14.4万人	10万人	10万人	10万人	10万人
ICBM	1,400基	771基	740基	735基	735基
地上軍	140万人	34万8,000人	32万1,000人	32万1,000人	32万1,000人
戦闘師団	92個師団	34個師団	33個師団	34個師団	29個師団
戦闘旅団	3個旅団	21個旅団	14個旅団	13個旅団	13個旅団
海軍	32万人	17万1,500人	17万1,500人	17万1,500人	15万5,000人
主要水上艦艇	192隻	35隻	35隻	32隻	32隻
潜水艦	250隻	70隻	56隻	53隻	53隻
作戦機	1,000機	329機	217機	217機	217機
空軍	65.6万人	18万4,600人	18万4,600人	18万4,600人	18万4,600人
戦略爆撃機	581機	74機	89機	78機	78機
戦闘機	3,300機	約575機	約586機	約606機	約606機
防空機	2,200機	約880機	約952機	約908機	約908機
準軍隊	52万人	47万8,000人	40万9,100人	40万9,100人	40万9,100人

\*この数字は誤りで、2001年同様97万7,100人の可能性が高い。

出典：THE MILITARY BALANCE 1992-1993；1999-2000；2001-2002；2002-2003；  
2003-2004 (London:IISS, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003) から作成

表2 徴兵制と志願兵制における人件費

		2002年現在	移行後
徴集兵を残した場合	徴集兵	492,000人	392,000人
		82億R	65億R
	契約勤務兵	150,000人	150,000人
		65億R	71億R
	人件費合計	147億R	136億R
完全契約勤務制移行の場合	徴集兵	461,000人	0人
		82億R	0
	契約勤務兵	181,000人	542,000人
		69億R	353億R
	人件費合計	151億R	353億R

出典: *Nezavisimoe voennoe obozrenie*, No.46, December 14/21, 2001, p.2.

表3 米国・イラク・ロシアの現有兵器の優劣比較（+は優位、-は劣位）

	米軍	イラク軍	ロシア軍
●多軍種軍集団の指揮保証の 作戦・戦略レベルの自動式指揮所	+	-	-
●衛星による探知情報のリアルタイム の受領能力	+	-	-
●能率的衛星位置測定システム	+	-	限定的能力
●戦術レベルでの上記システムの運用	+	-	-
●上記システム利用の精密誘導兵器	+	-	-
●通常兵器・装備の戦略空軍の運用能力			
- 精密兵器運用能力	+	-	-
- 従来兵器運用能力	+	-	+
●遠距離レーダー装備・指揮航空機			
- 空中目標探知（E-3 AWACS）	+	-	A-50 限定能力
- 地上目標探知	+	-	-
●特殊航空機器			
- レーダー偵察機（RS-135）	+	-	-
- 電子戦航空機	+	-	-
- 電子戦妨害機	+	-	-
●夜間・有限視界状況下の精密兵器運用能力	+	-	-
●空中発射巡航ミサイル（通常弾頭）	+	-	-
●行動半径（km）			
- 戦術航空機	1500-2000	600-900 （スホイ-24）	600-900 （スホイ-24）
- 地上攻撃機	400-600		200-300 （スホイ-25）
●リアルタイム情報伝達可能な無人偵察機			
- 戦術偵察機	+	-	限定的能力
- 作戦偵察機	+	-	-
- 戦略偵察機	+	-	-
●任意地点への軍の移動能力			
- 地上軍	+	-	限定的能力
- 空軍	+	-	-

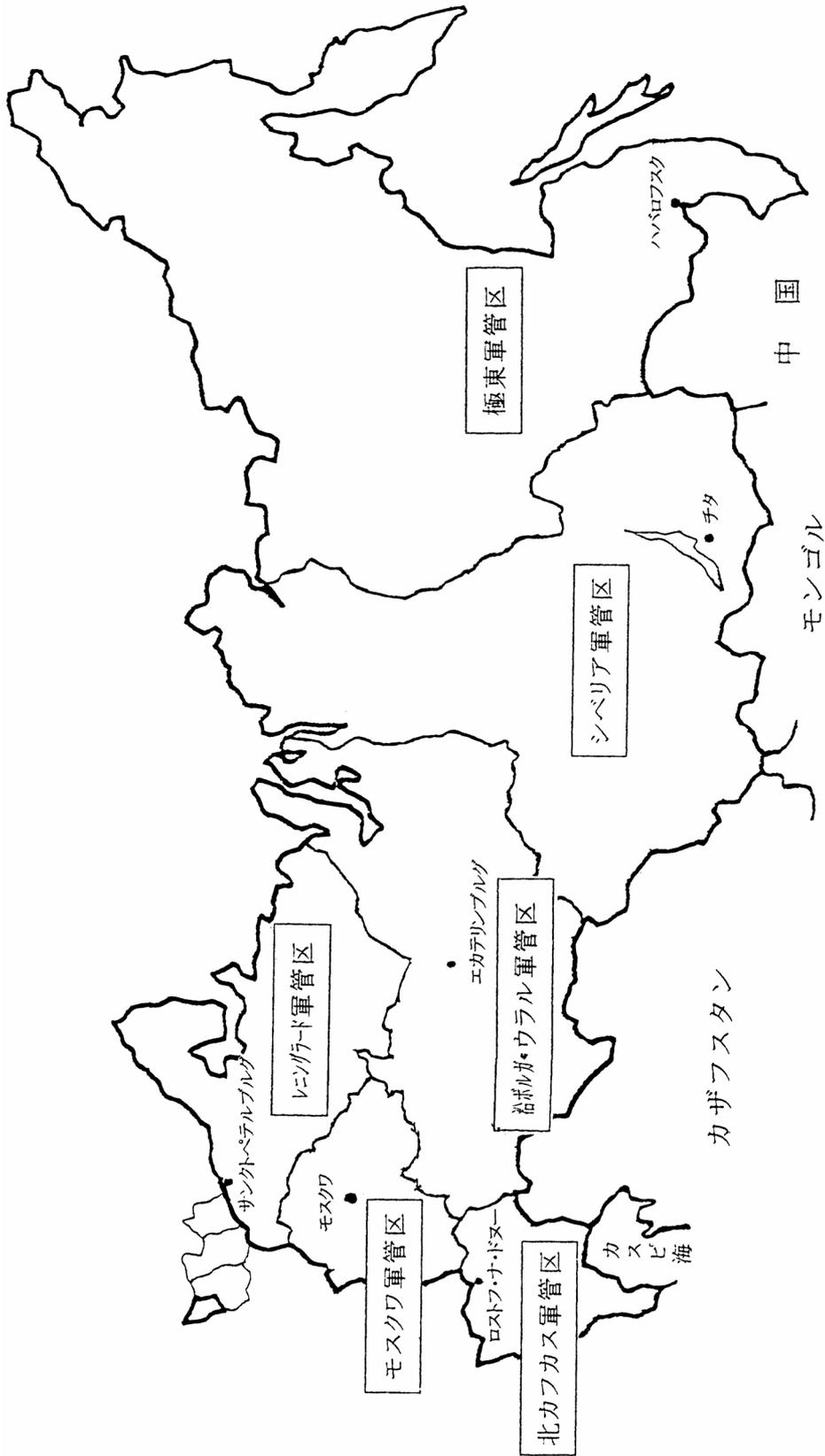
出典：Nezavisimoe voennoe obozrenie, No.2, January 24/30, 2003, p.2.

表4 連邦予算歳出のうちの武力省庁関係予算（各年度予算の目的別歳出数値）

	2004年	2003年	2002年
歳入	2兆7428億5040万Rb	2兆4177億9180万Rb	2兆1257億1280万Rb
歳出	2兆6594億4700万Rb	2兆3456億9140万Rb	1兆9473億8626万Rb
◎国際活動	450億8522万Rb	443億8423万Rb	428億5876万Rb
軍事・技術協力分野での国際義務の実行	62億6545万Rb	15億8759万Rb	14億1750万Rb
◎国防	4114億7265万Rb	3445億2527万Rb	2841億5783万Rb
国防力整備・維持	3894億 161万Rb	3255億6430万Rb	2638億6379万Rb
ロシア原子力省の軍事プログラム	168億2641万Rb	130億1200万Rb	139億9350万Rb
予備役兵動員確保	46億8719万Rb	41億6078万Rb	32億6976万Rb
集団安全保障及び PKF 活動準備	2億1483万Rb	14億3569万Rb	27億2827万Rb
国防関連分野の活動	3億4260万Rb	3億5250万Rb	3億 250万Rb
◎治安維持・国家安全保障	3105億7708万Rb	2447億9371万Rb	1738億6328万Rb
内務省	1161億2809万Rb	693億 473万Rb	445億6551万Rb
内務省軍	215億3051万Rb	184億8951万Rb	135億7124万Rb
刑事訴訟システム	482億7522万Rb	457億3732万Rb	327億3587万Rb
税務警察	—	70億9620万Rb	48億9430万Rb
国家安全保障諸機関	497億3660万Rb	479億9248万Rb	318億1345万Rb
国境警備機関	299億9302万Rb	240億6504万Rb	175億5800万Rb
関税機関	139億8353万Rb	124億 664万Rb	96億5054万Rb
検察機関	145億4580万Rb	1182億3999万Rb	92億 932万Rb
国家消防機関	—	0	61億1159万Rb
法務機関	83億2894万Rb	72億3520万Rb	33億9475万Rb
国家文書伝書使機関	10億7426万Rb	6億52660 Rb	3億5870万Rb
◎非常事態警報・天災後遺症除去	262億5820万Rb	212億 807万Rb	86億9309万Rb
非常事態報・天災後遺症除去	157億 468万Rb	109億8412万Rb	86億7069万Rb
◎社会政策	1611億9351万Rb	1506億8504万Rb	4303億5052万Rb
軍人年金	666億 585万Rb	677億2085万Rb	402億7411万Rb
法遵守機関における年金等	441億7365万Rb	400億2746万Rb	202億6226万Rb
◎軍備再利用・廃棄(国際条約遂行を含む)	103億6475万Rb	107億5975万Rb	103億1535万Rb
国際条約に基づく兵器の再利用及び廃棄	98億6347万Rb	99億9147万Rb	97億7235万Rb
国際条約に基づかない兵器の再利用及び廃棄	5億 128万Rb	7億6828万Rb	5億4300万Rb
◎軍改革実施	72億4561万Rb	158億 31万Rb	165億4498万Rb

(出典) 各年度ロシア法令集に記載の武力省庁関連予算の数値を選択し、笠井(本研究会主査)が作成したもの。

なお、予算付け替え等で、予算額が大幅に変更されているケースもあるので、その周辺部もあわせて見る必要がある点につき注意。



• 軍管区司令部所在地

図 ロシアの新しい軍管区